

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅう（以下「当施設」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を6か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金合計の合計額の請求書及び明細書を15日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記 録)

- 第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3の通りに定め、適切に取り扱います。但し、例外として次の各号についての情報提供については、法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

- ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時における安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が生じた場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅうのご案内

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 ヴァル・ド・グラスくじゅう
- ・開設年月日 平成 8 年 4 月 1 5 日
- ・所在地 大分県竹田市久住町大字栢木 5 7 4 - 3 4
- ・TEL 0 9 7 4 (6 4) 7 5 0 0 FAX 0 9 7 4 (6 4) 7 5 0

2

- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4 4 5 2 7 8 0 0 0 2 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と

日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を提供し、早期に在宅復帰が出来るように支援すること、また、利用者の方が家庭での生活を 1 日でも長く継続出来るよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用下さい。

〔介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅうの運営方針〕

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、いかなる場合においても差別を行わない。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

〔介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅう利用者様の権利〕

- 1 尊厳のある人間とし尊重される権利
- 2 最善の医療・療養・を受ける権利
- 3 プライバシーが守られる権利
- 4 検査や治療、療養の目的・方法・結果・病状などについて理解できる言葉で説明を受ける権利、および知る権利、またそれらについて自ら選択し、拒否する権利

(3) 施設の職員体制

	人員数	夜間	業 務 内 容
管理者	1 名 常勤・医師兼務		施設に携わる従事者の統括管理、指導を行う
医師	常勤換算方法 で 1 名以上		利用者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる
薬剤師	1 名 非常勤・専従		利用者の服薬管理等を行う
看護・准看護師	8 名以上	1 名	利用者の保健衛生、看護・介護業務を行う
介護職員	21 名以上	3 名	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う
歯科衛生士	1 名 非常勤・兼務		利用者の歯科衛生管理等を行う
支援相談員	3 名		利用者とその家族に対して相談業務を行う
機能訓練指導員	常勤換算方法 で 1 名以上		利用者に対する機能訓練業務・指導を行う
管理栄養士	1 名以上		利用者の栄養管理を行う
介護支援専門員	1 名以上		施設サービス計画の作成等を行う
事務職員	2 名以上		事務・管理業務を行う

(4) 入所定員 85 名〈個室：5 室 2 人室：10 室 4 人室：15 室〉

(5) 通所定員 40 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（※食事は原則として食堂でお取り頂きます）
朝食 8 時 00 分～ 8 時 30 分
昼食 12 時 00 分～ 12 時 30 分
夕食 18 時 00 分～ 18 時 30 分
- ⑤ 入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低 2 回ご利用頂けます。但し、利用者の身体の状態に
応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）

- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別が食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則、月 1 回実施します）
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（特別な理由がある場合に限り、通所リハビリテーションサービスの時間を超過して対応します）
- ⑬ 行政手続き代行
- ⑭ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

〔協力医療機関〕

- ・名 称 竹田医師会病院
- ・住 所 竹田市拝田原 4 4 8

〔協力歯科医療機関〕

- ・名 称 筑紫歯科医院
- ・住 所 竹田市久住町大字久住 6 0 6 5 - 1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会時間は午前 9 時から午後 8 時までとなっております。警備上、午後 9 時から午前 7 時まで、玄関は施錠しております。その時間帯につきましては玄関向かって右手に設置しているインターホンにてお知らせください。なお、感染対策等の事情により、対応を変更させていただく場合がございますので、ご了承下さい。
- ・外出は事前にサービスステーションにお申し出下さい。ご希望いただいた場合でも、感染対策等の事情により、対応できない場合もございますので、ご了承下さい。
- ・施設内での飲酒、喫煙はご遠慮下さい。
- ・火気の取扱いは厳禁です。

- ・設備・備品の利用は事前にお申し出下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込みは担当者にお申し出下さい。尚、金銭・貴重品等の盗難などの事故に対する補償は負いかねますのでご了承下さい。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂く為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

苦情・要望等は、窓口の支援相談員にお寄せ頂ければ、速やかに対応します。また、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用頂き、管理者に直接お申し出頂くことも出来ます。

【お問い合わせ先】	・介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅう TEL 0974-64-7500 FAX 0974-64-7502 e-mail val@okubo-hp.com ・大分県国民健康保険団体連合会 TEL 097-534-8470 ・竹田市役所 TEL 0974-63-1111
-----------	--

8. 事故発生時の対応

当施設は、サービスの提供に伴い事故が発生した場合は、速やかに扶養者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットをご用意しておりますので、ご請求下さい。

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

（基本型）	多床室	個室
要支援1	613 円	579 円
要支援2	774 円	726 円

- ※ 緊急時に医療的対応を行った場合、別途料金が加算されます。ただし、1月に1回3日を限度とし、1日518円（緊急時治療管理加算）の加算となります。

- 送迎加算 184 円（片道につき）
- 個別リハビリテーション実施加算 240 円
- サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)22 円 (Ⅱ) 18 円 (Ⅲ)6 円
- 夜勤職員配置加算 24 円
- 若年性認知症利用者受入加算 120 円
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 円（月に7日間を限度とする）
- 療養食加算 8 円／食（1日に3回を限度とする）

※療養食…医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、通風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に加算

- 緊急短期入所受入加算 90 円（月7日間を限度とする）
- 口腔連携強化加算 50 円／回（1月に1回を限度）
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） 51 円
- 総合医学管理加算（利用中10日間を限度） 275 円

- ・ 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 100 円／月 (Ⅱ) 10 円／月
- ・ 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の合計より 1%減算
- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の合計より 1%減算
- ・ 業務継続計画実策定減算 所定単位数の合計より 1%減算
- ・ 介護職員処遇改善加算 基本料金及び諸加算料金の合計額に加算
(Ⅰ) 7.5% (Ⅱ) 7.1% (Ⅲ) 5.4% (Ⅳ) 4.4%

※各加算については、対象者のみ算定させていただきます。

※当事業所が該当する加算について算定させていただきます。

※料金は負担割合が 1 割の方の場合を記載しています。2、3 割負担の方は、記載の金額に割合を掛けた金額になります。

(2) その他の料金

① 食費 ・朝食 401 円 ・昼食 522 円 ・夕食 522 円

② 滞在費

- ・ 個室 (光熱水費相当＋療養室の利用料) 1728 円／日
- ・ 多床室 (2 人部屋、4 人部屋：光熱水費相当) 437 円／日

※ ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

※ ①食費及び②滞在費において、国が定める負担限度額段階 (第 1 段階から第 3 段階まで) の利用者の自己負担額については、別紙 5 をご覧下さい。

③ 特別な療養室料 (個室をご利用希望される場合にお支払いいただきます。)

- ・ 個室 A 1000 円／日 (税別)
- ・ 個室 B 500 円／日 (税別)
- ・ 2 人部屋 250 円／日 (税別)

④ 理美容代 実 費 (1500 円程度 月 1 回希望者のみ)

⑤ 日用品費 実 費

⑥ 教養娯楽費 100 円／日

⑦ 電気器具使用料 (電気代) 50 円／日 (税別)

⑧ レンタルテレビ使用料 (電気代込み) 100 円／日 (税別)

⑨ 私物洗濯代 (業者に委託される方のみ) 一律 2900 円／月 (税別)

※ただし、入所日数が 15 日以下の場合は 2000 円/月 (税別) となります。

⑩ CS プラン 210 円／日 (税別)

(詳細は別紙を参照ください。)

(3) 支払い方法

- ・毎月 15 日までに請求書を発行しますので、原則としてその月の末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、窓口支払い、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの 3 方法があります。利用申込み時にお選びください。

＜別紙 3＞

個人情報利用目的

(平成17年10月1日)

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供に伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙 4 >

**「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」
に該当する利用者等の負担額**

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担 第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担 第 2 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
※預貯金等が単身 650 万円、夫婦 1650 万円を超える場合は対象になりません。
 - 【利用者負担 第 3 段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円超 120 万円以下の方
※預貯金等が単身 550 万円、夫婦 1550 万円を超える場合は対象になりません。
 - 【利用者負担 第 3 段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 120 万円超の方
※預貯金等が単身 500 万円、夫婦 1500 万円を超える場合は対象になりません。
- 食費・居住費の特例減額措置について
利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた場合など、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第１段階	３００円	５５０円	０円
利用者負担第２段階	６００円		４３０円
利用者負担第３段階①	１０００円	１，３７０円	
利用者負担第３段階②	１３００円	１，３７０円	

<別紙5>

教養娯楽費のご案内

クラブやレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものを御利用いただく場合にお支払いいただきます。

おやつ・折り紙・粘土・お花紙・書道道具・紙芝居・楽器・風船・輪投げ・グランドゴルフ・囲碁・オセロ・ゲートボール・的あてゲーム・新聞・週刊誌・雑誌・ビデオ各種

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設ヴァル・ド・グラスくじゅうを入所利用するにあたり、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用約款及び別紙１、別紙２、別紙３、別紙４、別紙５を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

＜説明者＞

氏 名

<利用者>

住所

氏 名

<代理人>

住所

氏 名

介護老人保健施設 ヴァル・ド・グラスくじゅう
管理者 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

☐ 本人へ手渡し ☐ 郵送

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第9条3項の緊急時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	(1) (2)